

「研究活動面における社会との連携及び協力」評価報告書

(平成13年度着手 全学テーマ別評価)

東京医科歯科大学

平成15年3月
大学評価・学位授与機構

大学評価・学位授与機構が行う大学評価

○大学評価・学位授与機構が行う大学評価について

1 評価の目的

大学評価・学位授与機構（以下「機構」）が実施する評価は、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」）が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するように、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その教育研究活動等の改善に役立てるとともに、評価結果を社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の諸活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

2 評価の区分

機構の実施する評価は、平成 14 年度中の着手までを試行的実施期間としており、今回報告する平成 13 年度着手分については、以下の 3 区分で、記載のテーマ及び分野で実施した。

全学テーマ別評価（教養教育（平成 12 年度着手継続分）、研究活動面における社会との連携及び協力）
分野別教育評価（法学系、教育学系、工学系）
分野別研究評価（法学系、教育学系、工学系）

3 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に目的及び目標が整理されることを前提とした。

○全学テーマ別評価「研究活動面における社会との連携及び協力」について

1 評価の対象

本テーマでは、大学等が行っている社会貢献活動のうち、社会一般を対象として連携及び協力を意図して行われている研究活動面での社会貢献について、全学的（全機関的）組織で行われている活動及び全学的（全機関的）な方針の下に部局等において行われている活動を対象とした。

対象機関は、設置者（文部科学省）から要請のあった、国立大学（短期大学を除く 99 大学）及び大学共同利用機関（総合地球環境学研究所を除く 14 機関）とした。

2 評価の内容・方法

評価は、大学等の現在の活動状況について、過去 5 年間の状況の分析を通じて、次の 3 つの評価項目により実施した。

研究活動面における社会との連携及び協力の取組
取組の実績と効果
改善のための取組

3 評価のプロセス

- (1) 大学等においては、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、自己評価書（根拠となる資料・データを含む。）を平成 14 年 7 月末に機構に提出した。
- (2) 機構においては、専門委員会の下に、専門委員会委員及び評価員による評価チームを編成し、自己評価書の書面調査及びヒアリングの結果を踏まえて評価を行い、その結果を専門委員会に取りまとめ、大学評価委員会で平成 15 年 1 月末に評価結果を決定した。
- (3) 機構は、評価結果に対する対象大学等の意見の申立ての手続きを行った後、最終的に大学評価委員会において平成 15 年 3 月末に評価結果を確定した。

4 本報告書の内容

「対象機関の概要」、「研究活動面における社会との連携及び協力に関する考え方」及び「研究活動面における社会との連携及び協力に関する目的及び目標」は、当該大学等から提出された自己評価書から転載している。

「評価項目ごとの評価結果」は、評価項目ごとに、「目的及び目標の達成への貢献の状況」（「目的及び目標で意図した実績や効果の状況」として、活動等の状況と判断根拠・理由等を記述し、当該評価項目全体の水準を以下の 5 種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。

- ・十分に貢献している。
- ・おおむね貢献しているが、改善の余地もある。
- ・かなり貢献しているが、改善の必要がある。
- ・ある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。
- ・貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。

（「取組の実績と効果」の評価項目では、「貢献して」を「挙がって」と、「余地もある」を「余地がある」と記述している。）

なお、これらの水準は、当該大学等の設定した目的及び目標に対するものであり、大学等間で相対比較することは意味を持たない。

また、評価項目全体から見て特に重要な点を、「特に優れた点及び改善を要する点等」として記述している。

「評価結果の概要」は、評価の対象とした取組や活動、評価に用いた観点、評価の内容及び当該評価項目全体の水準等を示している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった大学等について、その内容とそれへの対応を併せて示している。

「特記事項」は、各大学等において、自己評価を実施した結果を踏まえて特記する事項がある場合に任意記述を求めたものであり、当該大学等から提出された自己評価書から転載している。

5 本報告書の公表

本報告書は、大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

対象機関の概要

大学等から提出された自己評価書から転載

- 1 機関名：東京医科歯科大学
- 2 所在地：東京都文京区
- 3 学部・研究科・附置研究所等の構成
(学部等)医学部〔医学科・保健衛生学科〕歯学部〔歯学科〕、教養部、(研究科)大学院医歯学総合研究科、大学院保健衛生学研究科、(附置研究所)生体材料工学研究所、難治疾患研究所、(全国共同利用施設)医歯学教育システム研究センター
- 4 学生総数及び教員総数
学生総数：3,049 名(大学院生 1,078 名、学部学生数 1,272 名、専攻生 699 名)
教員総数：696 名
- 5 特徴
本学の教育理念は、
 1. 将来の医療人としての幅広い教養を持った感性豊かな人間性の養成
 2. 自ら問題提起をし、これを自らの力で解決する自己問題提起、自己問題解決型の創造的人間の養成
 3. 国際性豊かな、しかも国際的競争に耐える人材の養成である。

本学は、我が国最初の官立歯科医学教育機関であった東京高等歯科医学校として昭和 3 年に始まり、昭和 21 年には旧制東京医科歯科大学に昇格、さらに昭和 26 年には新制東京医科歯科大学となった。その後も、コ・メディカル領域をも有機的に統合した医歯系大学として教育機能の強化がなされ、平成 11 年には、教育研究の更なる高度化を図るために、大学院医歯学総合研究科が新設され、翌 12 年に完成を見た。更に平成 13 年には同研究科に医歯科学専攻(修士課程)が設置されるとともに、大学院保健衛生学研究科が看護学・検査学の分野では我が国ではじめて重点化され、これによって本学はすべての学部学科において大学院重点化大学となった。

本学は、医と歯を有機的に結合・連携している医歯学系総合大学として、その特色を活かした 6 年一貫教育を展開し、大学等の研究者の養成のみならず、病院等において先進医療分野の研究開発を担う高度の医師、歯科医師、看護婦、臨床検査技師等の組織的養成も行っている。

研究活動面における社会との連携及び協力に関する考え方

大学等から提出された自己評価書から転載

1 「研究連携」に関する考え方

現代社会は生活の各局面で科学の恩恵を受けているが、特に医療面では、科学的基礎知識の発見、周辺関連分野への波及と知識の集積、新たな知見を応用した技術開発等により、疾患の病因や病態の解明、診断法や治療法の進展が急速に進んだ。このような展開は、基礎科学研究の成果に基づいて応用展開研究が行われ、さらにそれらが実地医療へと適用されて来た結果である。この観点に立つと、研究成果をもって人類の福祉に貢献するためには、先端的な研究を行うと同時に、その成果を実用化につなぐ技術開発が必要となる。また、研究成果はそれ自身で完結するものではなく、他の研究領域の成果との連結により新たな学問領域の創設や産業基盤の形成をもたらす等、自己増殖的に発展するものとなるが、そのためには産業界を含めた他分野よりの知識と技術の集結が必要となる。特に、医療がこのような目覚ましい進展を遂げた現状でも、病因や病態発現機構が不明な疾患や、早期診断法や根治療法のない疾患も残されており、また、より有効かつ効率的な医療の確立や発症予防法の開発など、医歯学研究領域に要請される将来課題は大きい。それを解決するための新技術や知見を生み出す基となる研究は、わが国の将来を担う知的財産の形成に大きく資するものであるため、このような要請に、本学はその使命の一つとして応え、社会に貢献していく責務を負っている。

東京医科歯科大学は、医歯学系の教育・研究機関として設置され、高度かつ体系的な専門知識を有する医療人の養成を行うとともに、世界的にも有数の大都市東京の中心に存在するという特徴的な地理的条件を生かし、医歯学領域における教育・研究で常にトップクラスのレベルを維持しつつ、世界に向けての情報を発信している。さらに、本学は平成 11 年 4 月、わが国初の、また、国際的にみても例のない医歯学総合研究科を創設し、大学院重点化大学としての新しい歩みを開始した。その使命は、国際的に認知された先端的な研究機関として、本邦における医歯学研究を牽引することであり、そのゴールは疾病と闘う新しい方法を模索することにより、さらなる人類の健康に奉仕することである。

本学では、共同研究、受託研究、奨学寄附金などの民間を含めた外部よりの資金導入に関する制度を活用して、学外各分野との共同研究・研究協力が活発に行われてお

り、教官は大学における研究成果をシーズとして社会に還元すべく積極的に努力している。特に民間企業との共同研究は、新たなニーズと先進的な応用研究に対するモチベーションの開発につながることを期待されるが、このような社会との連携や技術移転をより一層促進するために、研究協力課を設置した。これとは別に、国や地方公共団体の各種審議会や委員会へ参加し、その専門知識を反映させることや、学協会、地方公共団体、教育委員会などとの研究協力も行っている。さらに、医療や司法面での相談に応じたり、精神医学に関連した社会貢献やスポーツ医学情報提供サービスシステムの構築などのユニークな取り組みを行っている。さらに、研究者総覧の作成や本学のホームページの作成により、広く社会へ向けての情報発信にも取り組んでいる。

2 取組や活動の現状

「社会と連携及び協力するための取組」

本学が社会との連携及び協力するために実施している取組や活動は次のとおりである。

民間等との共同研究

民間との共同研究は過去 5 年間に 39 件の実績がある。受託研究（医薬品等の臨床研究を含む。）

受託研究の過去 5 年間の実績は 983 件で、研究費の総額は 28 億 6,433 万円に上る。

受託研究員の受入れ

受託研究員の受入れ実績は過去 5 年間に計 15 名である。

研究を目的とした奨学寄附金の受入れ

研究を目的として、過去 5 年間に受入れた奨学寄附金の実績は総数 3,115 件、総額 28 億 7,693 万円余に上る。

民間資金を活用した寄附講座等の設置

民間資金による寄附講座の開設は継続（平成 8 年開設）が 1 件、新規が 3 件（平成 11 年 2 件、平成 14 年 1 件）あり、何れも 3 年を期限として開設されている。

教育委員会などとの研究協力

地方自治体の教育委員会が企画・実行する調査研究への協力実績は過去 5 年間に 6 件ある。

研究者総覧などの研究情報の公開

本学では毎年「教育研究者総覧」を刊行し、全教員の所属学会、専門分野、現在の研究テーマ、主要論文、主要著書等についての研究情報を公開している。

研究連携に関するリエゾンオフィスの設置

本学では社会との連携や技術移転を一層推進するため

に、平成 12 年度に研究協力課を設置し窓口を一本化した。

「研究成果の活用に関する取組」

本学が研究成果を活用するために実施している取組みや活動は次の通りである。

産業界への技術移転（特許等）

本学教官の発明（特許）については、発明委員会において審議しているが、産業界への積極的な技術移転を前提に TLO の設置も検討されている。発明委員会における審議件数は、過去 5 年間に個人発明が 69 件、職務発明が 5 件あった。個人発明に係わるもので、特許登録したものが 34 件、特許出願中のものが 48 件である。国有特許に関しては、登録済みのものが 1 件（平成 12 年登録）、出願中のものが 3 件ある。

各種審議会・委員会への参加

各種審議会・委員会への参加は、国立機関、地方公共団体、私立団体への併任、兼業の形式において取組がなされている。過去 5 年間の実績は、併任が 267 件（111 人）、兼業が 424 件（169 人）である。

技術相談、心理臨床相談等の各種相談

技術相談、心理臨床相談等の過去 5 年間の実績は 28 件である。

地方公共団体や学協会等の調査活動への協力

地方公共団体や学協会等の調査活動への協力は過去 5 年間で 59 件である。

研究成果活用による企業役員兼業

研究成果活用による企業役員兼業が現在 1 件承認されている。

データベースやソフトウェア等の研究成果の提供

データベースやソフトウェア等の研究成果の提供に関しては、過去 5 年間で 10 件の実績がある。

研究活動面における社会との連携及び協力に関する目的及び目標

大学等から提出された自己評価書から転載

1 「社会と連携及び協力するための取組」について

1) 民間等との共同研究

本学の研究者が民間企業等の研究者と共通の課題について共同して研究を行い、本学の研究能力と民間企業等の技術力などを結集し、優れた研究成果を挙げることが目的とする。この制度を十二分に活用し、その件数をますます増加させ、成果を最大限とすることを目標とする。

2) 受託研究（医薬品等の臨床研究を含む。）

他省庁等の公的機関や民間企業等から委託を受けた研究者が、公務として研究する制度であり、その成果を委託側に報告し、研究開発に資することを目的とする。より高度な専門知識や応用開発の技術等、委託側の要請に応え、同時に広く社会還元できる技術開発を目標とする。

3) 受託研究員の受け入れ

企業等の技術者や研究者に大学院レベルの研究指導を行い、将来の企業戦略を担う人材の教育を行うことを目的とし、最新の研究動向の指導を目標とする。

4) 奨学寄附金（寄附講座等を含む）

本学は、民間等から、研究や奨学のための寄附を受け入れている。本寄附金は、本学の研究教育の充実発展に重要な役割を果たし、国際交流、奨学、社会との幅広い連携や、教育研究を一層豊富にすることを目的とする。また、本寄附金により開設される寄附講座・寄附研究部門は、教育研究の豊富化・活発化を目的とする。これらの制度の活用により、研究者の自由な発想による研究や、大学が主体的に運営可能な講座等の設置を目標とする。

5) その他の取組

以上の他にも連携の取組を拡大することを目的とする。国民の健康増進を目指し、教育委員会などとの研究協力を行う。また、本学研究者の研究の主題や内容、その成果、科学研究費の受入状況等を一般公開し、双方向的に活用することを目的とする。このため研究者総覧、研究科年報、ホームページなどの充実を目標とする。さらに、共同研究や受託研究等の連携を推進するための窓口を一本化することを目標とする。

2 「研究成果の活用に関する取組」について

1) 産業界への技術移転（特許等）

本学は医歯学総合研究科を中核とする様々な研究施設を有し、多領域にわたる医歯学系研究を展開しているが、

疾患の診断、治療に関する研究や生体機能の保持、補助に関する技術の開発、改良を行い、これらの産業界への移転により研究成果を社会に還元することを目的とする。研究による発明は発明委員会の決定により国又は個人に帰属し、国有特許の出願は大学が対応するが、個人特許の出願等を促進する TLO（技術移転機関）の設置等、民間と共同で本学の技術を移転する組織作りへの着手を目標とする。

2) 各種審議会・委員会への参加

本学は、医歯学系の広範な領域で専門家集団を多数有するため、基礎・臨床を問わず、研究成果を医歯学研究及び実地医療の進展に寄与させ、さらには国や地方公共団体の医療政策に反映させることを目的とする。このため本学教官は、国内、国際学会の会長、副会長、理事、また、国や地方公共団体の委員会委員などを務め、限られた予算が科学の進展に対し、効率よく、倫理的にも適正に使用されるようリードするとともに、国民の福祉に直結する医療政策の立案にも寄与することを目標とする。

3) 技術相談、心理臨床相談等の各種相談

本学の先進的な研究成果を生かし、その実用化に関する技術相談への対応や、地域医療への貢献、裁判上の鑑定等を通じた司法への協力等、広く国民の医療相談への対応を目的とする。スポーツ医歯学・犯罪精神医学など多方面での医療相談に全国レベルで応じること等により、国民の健康維持に貢献することを目標とする。また、裁判において鑑定書の作成や専門知識の提供等を行い、司法医療面にも研究成果を生かすことを目標とする。

4) 地方公共団体や学協会等の調査活動への協力

本学における世界的にもトップレベルの医歯学系の専門知識と診療実績を生かし、地方公共団体や学協会の調査活動に協力することを目的とする。地域レベルから全国レベル、さらには国際的視点から、様々な機関の調査活動に参加し、医療の発展に貢献することを目標とする。

5) その他の取組

以上の他にも本学の研究成果をベースにした社会貢献を行うことを目的とする。データベース作成と公開、情報処理ソフトウェアの開発と提供を通じ、研究成果資料を広く社会に提供して、生命科学の進展に寄与することや、産業界との密接な連携と役割分担を視野に入れ、企業役員兼業等の取組にも着手することを目標とする。

評価項目ごとの評価結果

1. 研究活動面における社会との連携及び協力の取組

目的及び目標の達成への貢献の状況

取組や活動の運営・実施する体制と促進方策として、民間等の共同研究について、学内規程を定めており、共同研究の機動的な受入れを促進するため、教授会の他にも各々の学部には委員会が設けられており対応である。

受託研究の受入れについて、学内規程を定めている。治験については、臨床試験センターと治験管理室が整備されており対応である。

受託研究員の受入れについて、学内規程を定められており、教授会において審査が行われる体制となっており対応である。

研究を目的とした奨学寄附金の受入れについて、学内規程を定め、医学部では受託研究・奨学寄附金監査委員会、歯学部では奨学寄附金審査委員会を設置しており対応である。

民間資金を活用した寄附講座等の設置について、学内規程を定めており、受入体制は整備されている。また、寄附講座等で得られた研究成果の公表が義務づけられており対応である。

社会との研究連携やその具体化・実践化、技術移転を一層推進するために研究協力課を設置し、全学的に窓口の一本化を行い、研究連携に関するリエゾンオフィスの設置を行っている。研究協力課は、研究連携がスムーズに行えるよう連絡及び事務を担っており、対外的な窓口を明確化することにより各種連携先からのアクセスを促進しており優れている。

研究情報の公開の体制として、東京医科歯科大学広報委員会が、広報誌「医歯大ひろば」、「教育研究者総覧」の企画を検討し、その下にホームページ専門委員会が設置されており、ホームページの整備、ホームページ講習会等を行っており対応である。

取組や活動を運営・実施する体制として、発明や新技術の産業界への移転を容易にするために「東京医科歯科大学発明規程」等を制定しており、発明委員会が設けられている。また、TLO 検討ワーキンググループの設置により、知的財産の創出・管理・活用に関する制度設計が検討されており対応である。

取組や活動の内容として、研究成果を社会に還元し、

国民の健康増進を図るため、教育委員会と協力して学校における健康教育のあり方や歯科指導の方法等に関する研究活動を行っており対応である。

研究成果は国民固有のものという考えの下、全ての教員の研究教育業績等を網羅した「教育研究者総覧」、研究活動を講座ごとにまとめた「研究科年報」、広報誌「医歯大ひろば」を発行しており、国公立大学等へ配布している。また、昨今の情報化の流れを受け、「教育研究者総覧」等の内容をホームページで公開し、研究者自身が随時更新することにより常に最新の研究業績が掲載されるようになっており対応である。

先進的な研究成果を生かし、その実用化を図るため、リハビリ支援、身障者支援機器開発、医療機器開発等、大学の専門性を生かした技術相談等が行われており、個別の教官が受付・対応している。また、難治疾患研究所犯罪精神医学分野に開設された「犯罪被害者相談室」は、犯罪被害者に対する精神的支援を専門とする我が国初の組織として、トラウマ・カウンセリングの組織的実践、心的外傷の調査研究などを行っている。この他、医療相談、心理臨床相談や鑑定書作成等の司法医療面での協力も行うなど多方面にわたり取り組んでおり優れている。

地方自治体や学協会が実施する調査活動について、専門知識と診療実績を生かし、例えば、県地域保険医療推進活動への協力、市消防本部との研究協力等、様々な機関が実施する調査活動に協力しており対応である。

研究成果をベースにした社会貢献をするため、情報医科学センターが技術的サポートを行って、データベース作成と公開、情報処理ソフトウェアの開発と提供、研究成果の資料を広く社会に提供している。また、企業役員兼業等にも取り組んでいる。これらの取組は対応である。

貢献の程度（水準）

これらの評価結果を総合的に判断すると、取組は目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善を要する点等

ここでは、前述の評価結果から特に重要な点を、特に優れた点、特色ある取組、改善を要する点、問題点として記述することとしていたが、該当するものがなかった。

2. 取組の実績と効果

目的及び目標で意図した実績や効果の状況

民間等との共同研究は、大半の部局で受入れが行われており、近年 5 年間の受入件数は合計 39 件、合計の金額は 94,255 千円である。平成 9 年度 4 件(6,340 千円)、平成 13 年度 16 件(38,325 千円)で、件数及び金額が年々増加して、各々研究成果が挙がっており優れている。

受託研究は、近年 5 年間では年間受入件数約 200 件で推移している。金額は平成 11 年度以降、毎年 5 億円以上となり、件数や金額は高水準で推移している。連携先は主に製薬会社が多く、それぞれ研究成果が挙がっており優れている。

受託研究員は、近年 5 年間で 15 名を受入れており、毎年度 2～4 名である。研究題目は最新の研究動向に対応したものとなっており相応である。

研究を目的とした奨学寄附金は、近年 5 年間の受入実績は合計で 3,115 件(28 億円)であり、近年 5 年間、件数と実績が年々増加しており優れている。

寄附講座は、民間会社からの寄附により難治疾患研究所と疾患遺伝子実験センターに設けられた。過去 5 年間で寄附講座は 4 件あり、平成 8 年度に開設された「被害行動学(セコム)研究部門」では犯罪・災害等の被害者の心的外傷に対する援助、治療に関する先駆的な教育研究実績を挙げ、平成 11 年度に開設された、「分子神経変性研究部門」、「運動器分子変性研究部門」、「分子再生医学研究部門」は疾患遺伝子実験センターの先端的研究を拡充、充実させており優れている。

教育委員会との連携は、近年 5 年間に 6 件の研究協力が行われており、4 件は複数年度に渡って協力が行われ、協力が長期間に及んでいる点は一定の評価はでき相応である。

平成 12 年度に研究協力課を設置したことにより、全学的窓口が一本化され、民間等との共同研究や奨学寄附金の受入れの実績は伸びてきており相応である。

産業界への技術移転(特許等)について、発明委員会における過去 5 年間の特許審議件数は 74 件、特許登録したものが 34 件、特許出願中のものが 48 件ある。国有特許に関しては、登録済みのものが 1 件、出願中のものが 3 件、実施料歳入額の実績はアパタイト複合材料とその製造方法の特許に関するもの 1 件であるが、過去 5 年間の金額が 11,556,401 円となっており優れている。

各種審議会・委員会への参加の取組は、近年 5 年間の各省庁、地方公共団体、私立団体での審議会や委員会に参加実績では、併任が平成 9 年度 116 件、平成 13 年度 133 件、兼業が平成 9 年度 130 件、平成 13 年度 198 件でおおむね増加傾向であり、業務に支障のない範囲で参加しており相応である。

技術相談、心理臨床相談等の 5 年間の実績は、28 件であり、技術相談は 15 件、裁判への協力は 4 件、臨床心理相談・医療相談は 5 件である。スポーツ医歯学、犯罪精神医学など多方面の医療相談の実績があり、また、裁判における鑑定書の作成や専門知識の提供を行った実績がある。犯罪精神医学分野の「犯罪被害者相談室」の活動により、寄附講座研究部門の設置や、警視庁の協力によって「社団法人 被害者支援都民センター」が設立された成果が挙がっており優れている。

地方公共団体や学協会等への協力の取組は、過去 5 年間合計 59 件の地方公共団体や学協会への調査活動への協力実績があり相応である。

データベース作成と公開、情報処理ソフトウェアの開発と提供が行われ、過去 5 年間データベースの提供やソフトウェアの提供が 10 件あり、ホームページで公開したり他機関へ提供している。また、研究成果活用による役員兼業の実績が 1 件ある。これらの実績は相応である。

実績や効果の程度(水準)

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標で意図した実績や効果がおおむね挙がっているが、改善の余地がある。

特に優れた点及び改善を要する点等

犯罪精神医学分野の「犯罪被害者相談室」の活動により、寄附講座研究部門の設置や、警視庁の協力によって「社団法人 被害者支援都民センター」が設立された成果が挙がっており特に優れている。

3. 改善のための取組

目的及び目標の達成への貢献の状況

取組状況や問題点を把握する体制や取組として、民間等との共同研究は、受入れを審査した各学部委員会によって、年1回実施報告書を審議することにより、その進捗状況のチェックが行われている。また、各部局に設けられている自己評価に関する委員会及び外部評価に関する委員会によって、その活動全体の評価が行われており相応である。

研究者総覧などの研究情報の公開に関する改善を広報委員会が行い、ホームページの改善については、広報委員会のホームページ専門委員会が行う体制となっており相応である。

研究を目的とした奨学寄附金の受入れについては、自己評価や外部評価を定期的実施しており、各部局の自己評価委員会において、毎年、部局ごとの年報を取りまとめ、取組状況の整理・把握を行っている。また、改善意見等を伴う評価は、一般の自己評価・外部評価の実施(2~3年サイクル)の際、奨学寄附金の受入状況が評価対象とされている場合に実施しており相応である。

各部局の教授6名で構成されるTLOワーキンググループを設置し、TLO設置に向けての特別講演会、経済産業・文部科学両省の産学連携担当官への聞き取り調査などを行い、TLO設置の必要性、産業界への技術移転に関する現状分析と対策の検討を行っており相応である。

広報委員会で把握した意見に基づき、民間等との共同研究については、本年7月に「教育研究者総覧」のデータベース化を図り、情報発信体制の改善を行い、また、新たな広報誌を発行している。受託研究、受託研究員の受入れについては、情報発信体制の改善と自己点検・評価体制の整備が行われている。研究を目的とした奨学寄附金の受入れについては、広報委員会を通じた大学ホームページの充実など広報体制の見直し充実を図っている。民間資金を活用した寄附講座等の設置については、寄附講座等の設置数を増やすため、大学ホームページや大学院研究科年報等の充実が改善のための取組として行われている。教育委員会などとの研究協力については、大学ホームページの充実が図られている。これらの取組は相応である。

広報委員会で把握した意見に基づき、各種審議会・委員会への参加について、研究情報の発信に関する改善が

継続的に進められている。地方公共団体や学会・協会等の調査活動への協力については、広報委員会において情報発信の仕組の改善が行われている。研究成果活用による企業役員兼業、データベース・ソフトウェアの開発・提供などの研究成果提供の取組についても、広報委員会による情報発信の改善が行われている。技術相談・臨床心理相談等については、広報委員会において、大学ホームページ及び広報誌の充実に関する検討が継続的に進められている。これらの取組は相応である。

貢献の程度(水準)

これらの評価結果を総合的に判断すると、改善のための取組が目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善を要する点等

ここでは、前述の評価結果から特に重要な点を、特に優れた点、特色ある取組、改善を要する点、問題点として記述することとしていたが、該当するものがなかった。

評価結果の概要

1. 研究活動面における社会との連携及び協力の取組

東京医科歯科大学においては「研究活動面における社会との連携及び協力」に関する取組や活動として、民間企業等との共同研究、受託研究、受託研究員の受入れ、奨学寄附金の受入れ、寄附講座等の設置、教育委員会などとの研究協力、研究者総覧などの研究情報の公開、産業界への技術移転、各種審議会・委員会への参加、企業等からの技術相談、心理臨床相談、地方公共団体や学協会等の調査活動への協力、研究成果活用による企業役員兼業、データベースやソフトウェア等の研究成果の提供などが行われている。

評価は、取組や活動の運営・実施する体制と促進方策、取組や活動の内容・方法の各観点に基づいて、取組や活動及びそれを実施するための体制が、目的及び目標の達成に貢献するものとなっているかについて行った。

これらの評価結果を総合的に判断すると、取組は目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、該当するものがなかった。

これらの評価結果を総合的に判断すると、改善のための取組が目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、該当するものがなかった。

2. 取組の実績と効果

評価は、連携（協力）活動の実績、研究成果の活用の実績の各観点に基づいて、当該機関での取組や活動の成果から判断して、目的及び目標において意図する実績や効果がどの程度挙げたかについて行った。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標で意図した実績や効果がおおむね挙げられているが、改善の余地がある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、「犯罪被害者相談室」の活動により、寄附講座研究部門の設置や、「社団法人 被害者支援都民センター」が設立された成果が挙げられている点を特に優れた点として取り上げている。

3. 改善のための取組

評価は、取組状況や問題点を把握する体制や取組、把握した意見や問題点の改善状況の各観点に基づいて「研究活動面における社会との連携及び協力」に関する改善のための取組が適切に実施され、有効に改善に結びついているかについて行った。

特記事項

大学等から提出された自己評価書から転載

平成 8 年から 3 年間設置された被害行動学研究部門では被害者のストレス反応の軽減を図り、心身の健康を増進するための研究と実践を行うというユニークな活動により成果を挙げた。その成果は新しい診断法や治療法の発展により社会に還元されるだけでなく、新しい産業基盤の形成などを通して社会に貢献することができる。